

文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申出のあった文書の開示については、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会情報公開規程第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

文 書 の 名 称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
担 当 部 所	電話番号		
備 考			

- (注) 1 文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示して下さい。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部所に連絡して下さい。
- 3 開示決定に係る文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申出があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、事業協会に対して異議申出をすることができます。